文化庁長官 殿

## 所有者 住所 氏名

## 重要文化財の修理の届出

下記のとおり、重要文化財の修理について、文化財保護法第43条の2及び国 宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第1条の規定に基づき、届出ます。

記

- 1 国宝又は重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 国宝又は重要文化財の指定書記載の所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 修理を必要とする理由
- 8 修理の内容及び方法

- 9 現在の所在の場所が指定書記載の所在の場所と異なるときは、現在の所在の場所
- 10 修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期
- 11 修理の着手及び終了の予定時期
- 12 修理施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所 在地
- 13 その他参考となるべき事項

## 【添付書類】

- 1 設計仕様書
- 2 修理をしようとする箇所の写真又は見取図
- 3 修理をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく 占有者の意見書